

令和7年第7回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月7日(月) 午後2時30分～午後3時30分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第27号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第28号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第29号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第30号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	中島 耕作
農地係副主査	槻木 昇平
農地係職員	大鶴 慎士
振興係長	樋田 敏史
振興係職員	池部 克
浜玉市民センター主査	小楠 裕美
巖木市民センター主査	吉野 美紀
相知市民センター主査	徳島 千恵
北波多市民センター主査	井手 博文
鎮西市民センター職員	松尾 幸志郎
七山市民センター主査	内田 昭一

7. 審議の内容

事務局長	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号11番宮崎太享委員から遅れる旨の連絡がっております。ただいまの出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。</p>
山崎正廣会長 (議長)	<p>(会長の挨拶)</p> <p>それではただいまより令和7年第7回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号18番堤正廣委員、議席番号19番阿部太委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。</p>
事務局長	<p>それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について4件、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について2件、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について10件、議案第30号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について1件、計17件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いた</p>

だきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第27号から第30号までの議案17件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は339平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北および

南側にはコンクリートブロックを新設、東側は既存分を利用し、南、西側はセットバックを行い、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して南側の既存道路側溝へ流し、汚水は敷地内に新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。古賀でございます。今月3日の日に東部調査会で現地を確認をいただきました。資料図のほうを見ていただきますとわかりますけれども、資料図の1ページの所ですが、右半分の所で、申請地の左側の所がちょっと表記は違いますけれども、もう既に宅地になっている所でございます。分譲地になってございます。そういうことでいわゆる集落内の農地みたいな形になった所でございます。今回資料図の3ページのほうにありますように、先ほども事務局から説明がありましたけれども、西側と南側の所、それぞれセットバックをいただくということで調査会の中で地元の推進委員さん

から説明をしていただいたところでございまして、現地を見ていただきながら、特に問題ないだろうということでございました。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は168平方メートルです。現況は、野菜畑になっております。目的は、特定建築条件付売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物（水路改築申請、水路占用許可申請）、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大65センチの盛土を施し、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は西側の既存水路へ流し、汚水は敷地内に新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 18番堤です。7月3日に東部調査会は現地確認をいたしました。周りはみんな宅地になっておりますので、何ら問題はないかと思われました。皆さんの慎重審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑4筆、面積は合計で1,012平方メートルです。現況は、遊休地になっております。目的は、特定建築条件付売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為協議、道路工事施工、法定外公共物（水路改築申請）、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1メートルの切土を施し、整地し、東側以外

はコンクリートブロックを新設し、東側分は既存分を利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は区画ごとに新設する排水設備を介して西側既存道路側溝へ流し、汚水も区画ごとに新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 7番の白津です。7月の3日の日に東部調査会で調査をいたしました。この土地は道路にも面しておりまして、周りはずべて住宅という所で、何も問題はないだろうということで了解を得ました。皆さんの慎重審議よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 2 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 6 7 2 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、特定建築条件付売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（水路改築申請、水路占用許可申請）、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 2 7 センチの盛土、8 4 センチの切土を施し、整地し、既存の進入路を介して西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する側溝および西側道路の既存側溝へ流し、汚水も敷地内に新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。3日の日に現地調査をいたしまして、周りは全部住宅でして、何も問題ないだろうということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の3ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で552

平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目などについては、資料図の13ページから15ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明書および家族間の貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枡を介して南西側の既存道路側溝へ流し、汚水は新設合併浄化槽を介して同じく南西側の既存道路側溝へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。なお、資料図の北西側に田、地番が270の1というのがありますが、現況は長年農機具置場となっており、所有者への転用の相談をされており、同意は得られております。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いしま

す。

曲淵俊之委員

巖木の曲淵です。現地は旧国道沿いに面した水田でございますが、現況は休耕地となっております。近隣の周りは個人住宅、それから会社の社宅といったことで、住宅地となっております、特段問題ないということで判断をいたしました。3日の日に現地調査をいたしました。以上です。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で1,738平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目などについては、資料図の16ページから18ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写し

が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側の道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

曲淵俊之委員 はい。巖木の曲淵です。ここも3日の日に現地確認をいたしました。農道沿いということになっておりまして、農道そのものも傾斜地、傾斜をしております、段々畑というような感じですが、もう既に休耕地となっております、後方のほうはもう山林がちょっと周りは続いているという状況でした。従って植林はやむなし、特に問題がないというふうに判断をいたしました。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集4ページ、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について整理番号1番から議案集5ページ、整理番号10番を議題とします。この10件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書4ページから5ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が7件、使用貸借権に関する案件が3件の合計10件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから5ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集6ページ、議案第30号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について筆番号1番から議案集8ページの筆番号34番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

まず説明を行います前に、議案書に間違いがございましたのでお手元に差し替え用の議案書をお配りしております。そちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。その差し替えた分までですね、人数の変更があつて、そこをちょっと見ていただきたいと思うんですけど、8ページになります。8ページに出し手が26名となっておりますけど、19名です。筆数が36筆となっておりますが、37筆です。面積のほうは128,549平方メートルとなっておりますが、128,741平方メートルです。受け手が8経営体が9経営体になります。本当にすみません。差し替えた上にまた修正がありまして、今後このようなことがないようにさせていただきますのでよろしくお願いします。それでは説明します。議案書の6ページをご覧ください。筆番号1番から34番まですべて賃借権の設定に関する案件です。申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は、議案書記載のとおりです。なお筆番号24番から34番までの10筆に関しまして補足説明を行います。この10筆につきましては、賃借権の受け手の切り替えとなっております。今まで出し手につきましては所有者

のことを指しておりましたが、この10筆につきましては賃借権を受けた前耕作者が出し手になっております。お手元の調査書1ページから9ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地中間管理事業法第18条第5項各号に該当し、判断要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。(古賀委員「はい。)」はい。古賀委員。

古賀由紹委員 すみません。古賀でございます。確認でございますが、先ほど事務局から説明があった中の最後に、24番から34番について付け加えての説明があったんですが、ちょっと十分に聞き取れなかったんですが、私の受けとめは、借り手といえますか、受け手に変更されるものだというふうに聞こえたんですが、そういうことだったのでしょうか。確認でございます。

農地係長 はい。古賀委員の質問に対してお答えします。ちょっと詳しく言いますと、この案件が出し手の父親が亡くなられて、耕作が難しくなられたということで、新たな借り手が耕作するようになったということなんですよね。何でこんな形をしたかというのを農業公社に聞いたところ、手数料がかからない2年前に手続きをしたということで、普通に合意解約をしたら手数料がかかるようになるものですから、受け手を変更

するというやり方で今回この案件が、貸し手はそのまま受け手が変わったということで、ここの出し手情報のところが前の受け手で、今度新たな受け手ということで出させていた
だいております。以上です。

議長 (古賀委員「はい。」) はい。古賀委員。

古賀由紹委員 ありがとうございます。そういうことならば、調査書のほうのページは8ページになるのでしょうか。がその案件だと思いますが、こここのところで左半分よりちょっと右側、契約状況という欄があるんですが、ここは下の注意書きによると受け手変更というのは交代という表現をするようにしてあるんですが、新規というよりも交代というのでもよかったのではないかというのが私の意見でございます。以上でございます。

農地係長 はい。すみません。本当にありがとうございます。ちょっとあまり、レアケースなものでですね、書き方までちょっと精査ができていなくて申し訳なかったです。ありがとうございます。

議長 よろしいでしょうか。はい。本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 8 ページ、筆番号 35 番から 37 番を議題とします。この案件につきましては議席番号 18 番堤正廣委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって堤委員の退席を求めます。

【堤委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 8 ページ、筆番号 35 番から 37 番までの賃借権の設定に関する案件を説明させていただきます。申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は、議案書に記載のとおりです。調査書の 9 ページのとおりとありますが、すみません。9 ページの堤委員の住所が名護屋になってますが間違いですので、宇木に訂正をお願いいたします。すみません。他の件につきましては判断要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで堤委員の入室を許可します。

【堤委員入室】

堤委員にお知らせします。筆番号 35 番から 37 番につき

ましては原案どおりに決しましたのでおしらせいたします。

以上をもちまして議案第27号4件、議案第28号2件、議案第29号10件、議案第30号1件、計4議案17件はいずれも原案どおり可決しました。長時間にわたりましての慎重なるご審議をいただきましてありがとうございました。